

広島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町沖浦字丈太場一七三番四地先から豊田郡大崎上島町沖浦字浜二五五番一地先まで	平成二十七年三月五日